

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

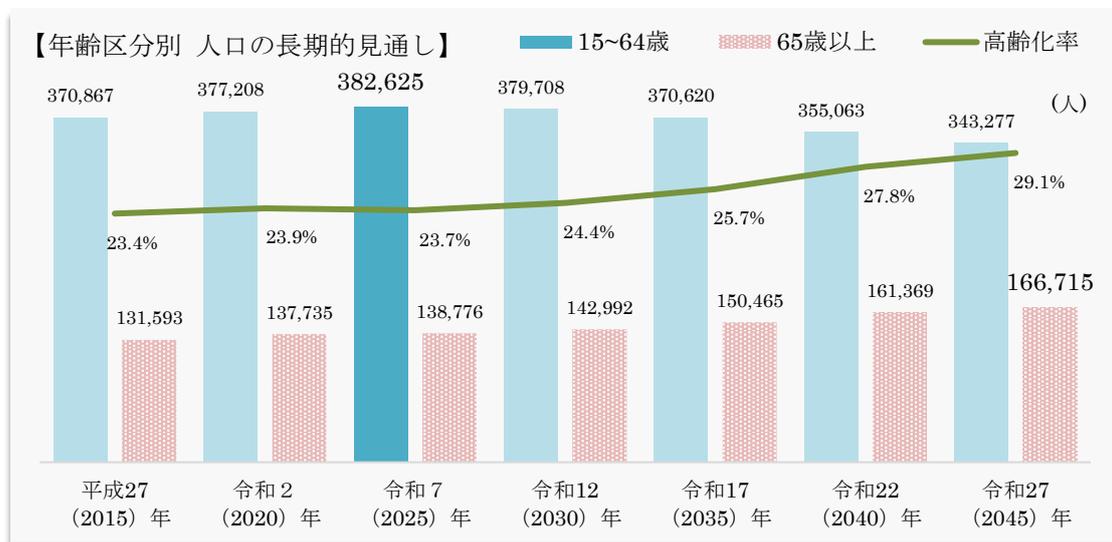
①板橋区の人口の推移

令和2年国勢調査によると、区の総人口は584,483人で、平成23(2011)年以降増加を続けていますが、国内全体の人口減少傾向もあり、令和12(2030)年を境に区の総人口も減少に転じる見込みです。

また、令和7(2025)年頃には15~64歳の生産年齢人口のピークを迎えるとともに、65歳以上の高齢者の割合を示す高齢化率がさらに上昇することが想定されます。

外国人人口においては、平成23(2011)年から一時的に減少したものの、平成26(2014)年に再び増加に転じてからは急激な上昇をみせ、区の総人口に占める外国人の割合は5%に迫る勢いで年々上昇しています。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大によるリモートワークの広がりや在留外国人の帰国、出入国制限措置などにより、令和3年10月1日時点の区の住民基本台帳人口は568,457人と減少傾向にあることから、今後の動向を注視する必要があります。



出展：「板橋区人口ビジョン」(平成31年1月)

【外国人人口と総人口に占める割合の推移】



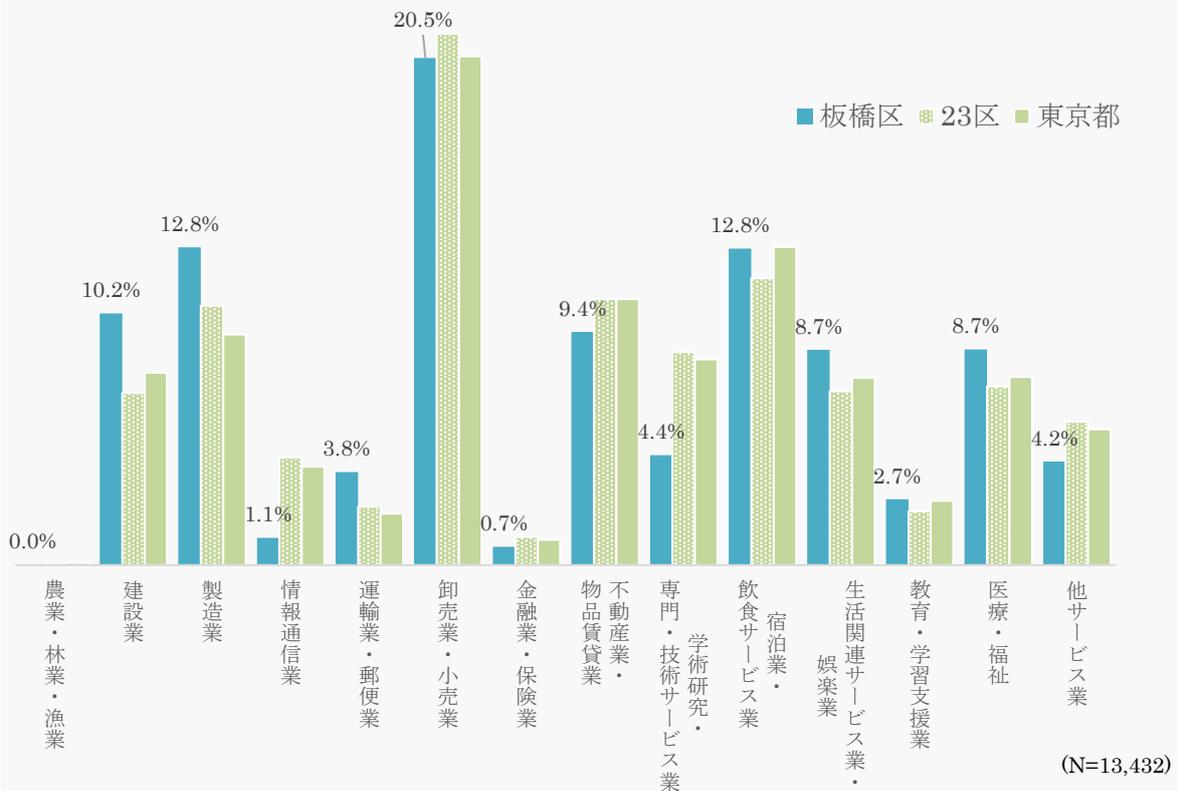
出展：「板橋区人口ビジョン」（平成31年1月）

②区内産業の業種構成

区内企業数を業種別にみると、卸売・小売業が 2,750 社（20.5%）と最も多く、次に製造業 1,724 社（12.8%）、宿泊業・飲食サービス業 1,717 社（12.8%）が続きます。

また、東京都及び特別区と比較すると、情報通信業や学術研究・専門・技術サービス業が少ない一方、建設業、製造業、運輸業・郵便業、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉などが比較的多いことが分かります。

【区内産業の業種構成】



出典：経済産業省「経済センサス-活動調査」（平成28年）

③区内事業所数の業種別変化

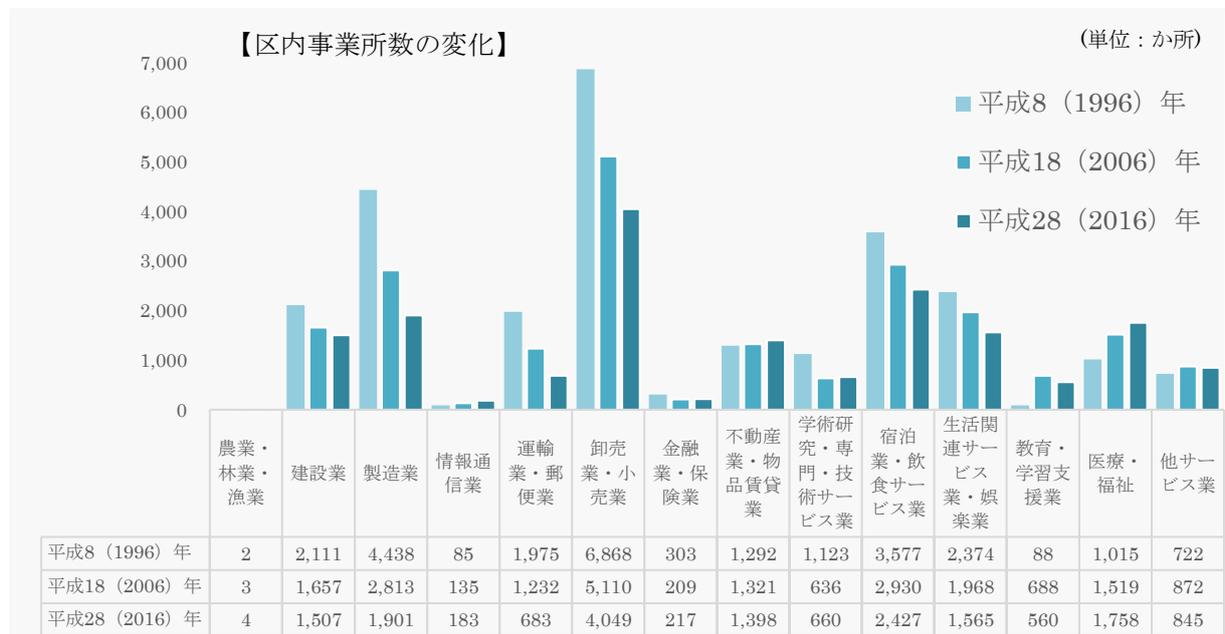
区内の事業所数は、東京都・特別区と同様に減少傾向にあります。平成8（1996）年には26,436か所あった区内の事業所も、平成28（2016）年には17,825か所まで減少しました。特に製造業や卸売業・小売業が大きく減少しています。

一方で、医療・福祉分野や不動産業・物品賃貸業、数は少ないものの情報通信業等は20年前と比較して増加傾向にあります。

【事業所数の推移（東京都・特別区・板橋区）】

（単位：か所）

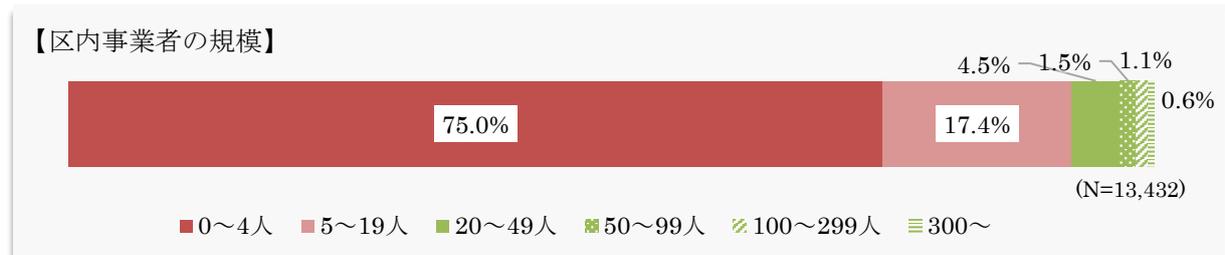
	平成8（1996）年	平成18（2006）年	平成28（2016）年
東京都	771,655	678,769	621,671
特別区	629,221	557,107	494,337
板橋区	26,436	20,657	17,825



出典：経済産業省「事業所・企業統計調査」「経済センサス-活動調査」

④区内事業者の規模

区内事業者の従業者規模をみると、4人以下が75.0%、5人～19人が17.4%と、19人以下の事業者で92.4%を占めています。



出典：経済産業省「経済センサス-活動調査」（平成28年）

⑤創業の動向

区内の創業比率は、全国平均、東京都平均に比べ長期にわたり低い水準で推移しています。平成 26～28（2014～2016）年においては、板橋区の創業比率が 4.41% に対し、全国平均は 5.04%、東京都平均が 6.20% となっています。



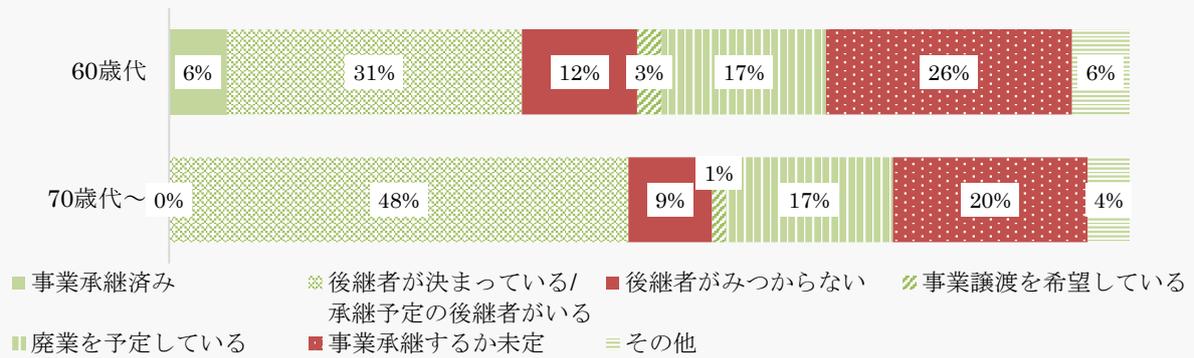
出典：総務省「事業所・企業統計調査」、総務省「経済センサス基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」
【注記】「平成 21 年経済センサス基礎調査」及び「平成 24 年経済センサス活動調査」では、新設事業所の定義が異なるため、「2006-2009 年」及び「2009-2012 年」の創業比率は、前後の数字と単純に比較できない。

⑥事業承継の動向

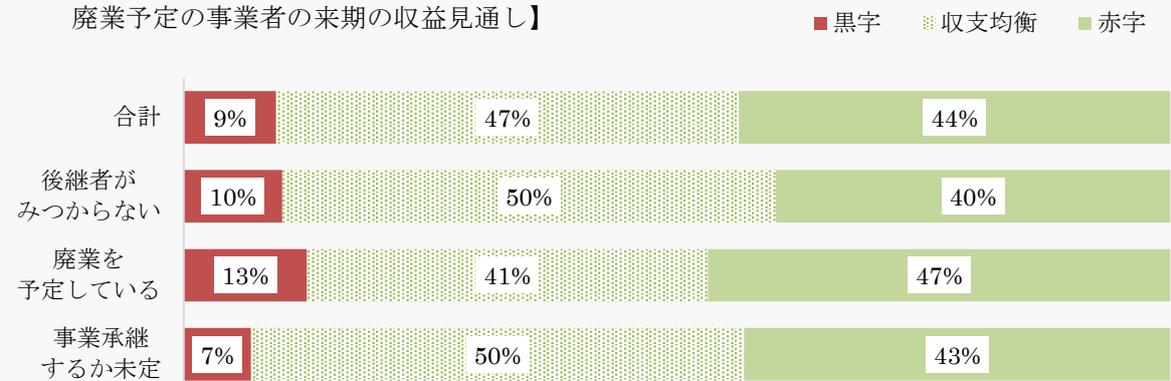
区内事業者の事業承継の方針をみると、60 歳代において 38%、70 歳代以上においても 29%が「後継者が見つからない」、「事業承継するか未定」と回答しました。

また、経営者の年齢が 60 歳以上かつ後継者が未確定・廃業予定の事業者の来期の収益見通しをみると、10%近くの事業者が「黒字」と回答しており、黒字廃業の可能性のある事業者が一定数存在します。

【事業承継の方針について】



【経営者の年齢が60歳以上かつ後継者が未確定・
廃業予定の事業者の来期の収益見通し】

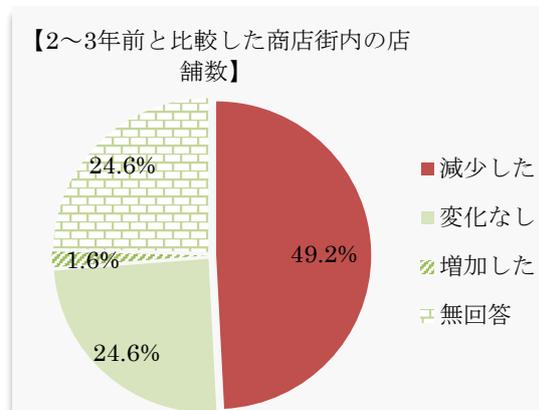
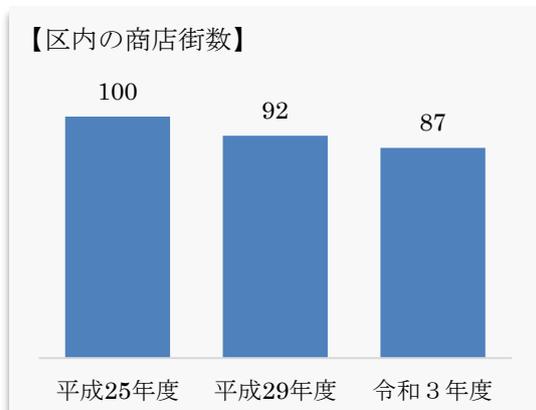


出典：「令和2年度 板橋区全産業調査」

⑦区内商店街の推移

区の商店街数の減少が続いています。令和3（2021）年は87商店街で、平成29（2017）年から5商店街減少しています。

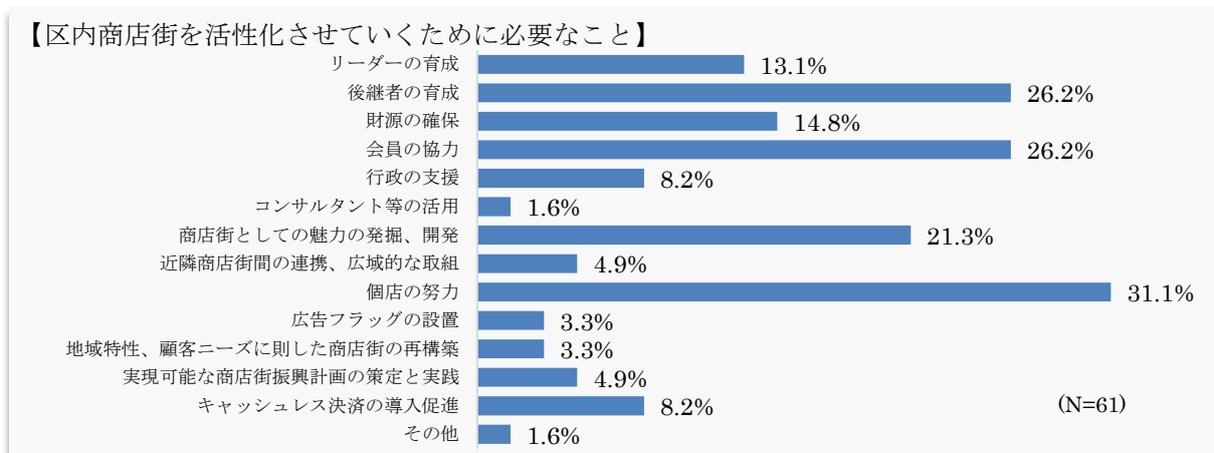
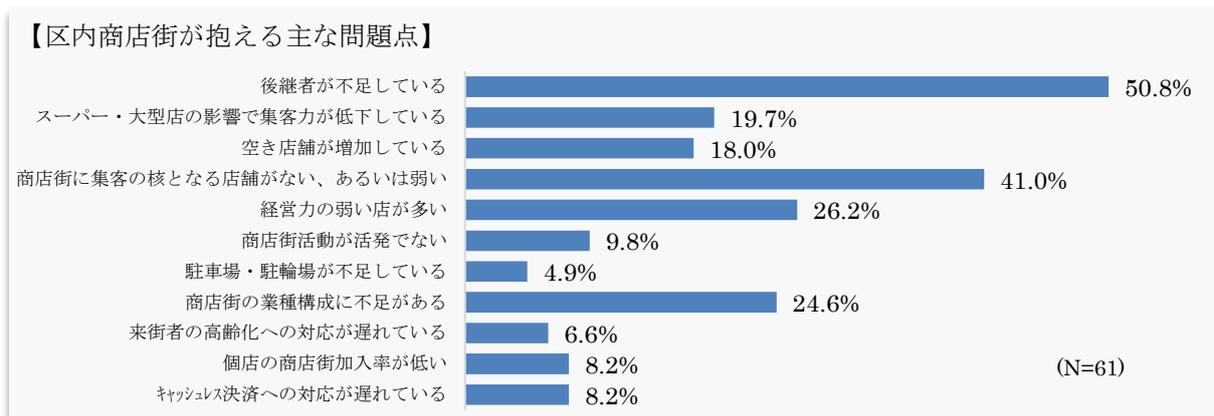
商店街内の店舗数も、2～3年前と比較して減少した商店街が49.2%と、減少が続いています。



出典：「令和元年度東京都商店街実態調査」

⑧区内商店街の抱える課題

令和元（2019）年度の商店街実態調査（東京都）の結果から、他の自治体の商店街と同様、区内の商店街でも「後継者が不足している」（50.8%）、「商店街に集客の核となる店舗がない、あるいは弱い」（41.0%）といった問題点を抱えていることが浮き彫りになっています。また、商店街の活性化に向けて必要なこととして、「個店の努力」（31.1%）、「後継者の育成」（26.2%）、「会員の協力」（26.2%）が挙げられており、問題の解決に向けて、事業承継対策及び商店街内にある個店の力の強化が重要であることがうかがえます。



出典：「令和元年度東京都商店街実態調査」

（2）目標

認定事業者数：40社

（3）労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定された事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の様々な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める設備導入等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、板橋区内全域とする。

(2) 対象業種・事業

①対象業種：本計画において対象とする業種は、全業種とする。

②対象事業：本計画においては労働生産性が年平均3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ・法人住民税及び事業税（個人事業主で事業税が非課税の場合は住民税及び軽自動車税）を滞納している者は対象としないこと。
- ・環境、景観の法令、条例等に配慮すること。
- ・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況について、必要に応じて調査を実施すること。